

## 第2回三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会会議録

### 1 会議名

第2回三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会

### 2 日時

令和5年11月10日（金）14:00～16:00

### 3 場所

みよしまちづくりセンター1階会議室

### 4 出席者

#### 【委員】

西村和之委員、三浦浩之委員、崎田省吾委員、池上裕章委員、奥川登委員、西川正治委員、畑中浩幸委員、馬場敦子委員、米澤厚子委員、細美健委員、上谷一巳委員

#### 【事務局】

坂口福則部付課長、山下泉水業務管理係長、長田瑞昭環境施設担当参与  
日本水工設計(株)広島支社 高橋健課長、坂本和隆担当課長

### 5 欠席者

福永要委員、細川やよい委員

### 6 会議の内容

- (1) 第1回会議録の内容について
- (2) 施設整備方針について
- (3) 候補地選定指針について
- (4) 候補地の公募要領について
- (5) 市民講演会の開催について

### 7 議事内容

（委員からの質疑・意見）

- (1) 埋立地1箇所と埋立地1期の違いは。

事務局回答：埋立地1期とは、環境省の交付金要件に合わせて15年間程度の埋立を想定したもの。埋立地1箇所とは、埋立期間を区切らずに埋立地全体を表すもの。この違いを考慮して表現したが、分かりにくいため、文章表現を再検討する。

(2) 埋立対象物における覆土は、埋立対象物の“その他”ではなく、埋立対象物に“加えて”埋め立てるものではないか。

事務局回答：ご指摘のとおり、表現を修正する。

(3) オープン型とクローズド型は、どちらが安価で施工できるのか。

事務局回答：候補地の地形や面積によるため、現時点でどちらが安価となるかは明言できない。

(4) 市が候補とする場所は、住民の合意が得られているのか。

事務局回答：設定した条件だけで候補地となった場所であり、住民の合意は得られていない場所となる。

(5) 住民の合意が得られていない候補地と応募地を同一テーブルで評価して良いのか。

事務局回答：土地所有者や地元と合意があるものは、加点評価について検討する。なお、市が候補とした場所は、設定した条件を満たしているが、住民の合意が得られていない。また、公募による場所は、住民の合意が得られているが、建設に適さない土地かもしれない。よってこの比較検討を行っていくことになる。

(6) 応募者が自ら地元住民や土地所有者の合意をとる必要があるようだが、かなり大変な作業なので、応募が無いのではないか。応募者の負担を減らすために、市は協力できないか。

事務局回答：応募者等から要請があれば、合意形成に向けた説明に伺う等、市も協力していく。

(7) 公募要領を公開する際には、要望があれば説明に伺う等の対応を行うことが分かるように、表書きを付けてはどうか。

事務局回答：ご意見のとおり、表書きを準備する。

(8) 応募の必須条件として、「地元住民や土地所有者の合意」があるが、これらを必須条件とすると、応募が困難になると思われる。必須条件から除外してはどうか。

事務局回答：必須条件ではなく、例えば、望ましい条件に変更することについて検討する。また、様式2と様式3の取扱いについても検討する。

(9) 応募の望ましい条件は、候補地選定指針の望ましい条件と混同してしまうので、表現を変更すべき。

事務局回答：表現を変更する。

- (10) 公募要領に示されている選定方法は、候補地選定指針との整合を図ること。

事務局回答：整合を図った内容とする。

- (11) 応募者は、応募地に位置する自治会(常会)とされているが、地域によって自治会や常会の呼称や区分が異なる。明確に表記すべきではないか。

事務局回答：表現を検討する。

- (12) 留意事項に「応募地の面積に関わらず、次期一般廃棄物最終処分場の整備に必要な面積を取得します」とあるが、候補地が選定された後の内容であり、応募にあたっての留意事項ではない。不要ではないか。

事務局回答：内容を精査し、不要な箇所は除外する。

- (13) 地域振興策については、公募要領ではなく、表書きに書いてはどうか。

事務局回答：表書きに記載する。

- (14) 第1次抽出で行う不適地除外と第2次抽出で行う10箇所程度の抽出は、市にて実施し、その結果だけを第3回委員会に諮るようだが、どのような評価基準で第1次抽出と第2次抽出を行うのか、事前に示してほしい。

事務局回答：第3回委員会の前に、評価基準について諮るものとする。

- (15) 第1次抽出で行う不適地除外は、委員会に諮らないのであれば、候補地選定指針における選定方法に、表記しなくても良いのではないか。

事務局回答：表記について検討する。

- (16) 公募による応募地が条件を満たさなかったとき、どのように応募者に知らせるのか。

事務局回答：対応方法については市にて検討する。

- (17) 令和7年3月に選定結果を公表するとされているが、1箇所のみを公表するのか、それとも、3箇所の順位まで公表するのか。

事務局回答：公表方法について検討する。

以上